

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【公開番号】特開2011-254073(P2011-254073A)

【公開日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2011-050

【出願番号】特願2011-102258(P2011-102258)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2014.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月18日(2014.4.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれ、太陽電池が配設されたスクリーンを有する複数のロールスクリーンと、各ロールスクリーンの太陽電池の正極と電気的に接続された第1電極と、各ロールスクリーンの太陽電池の負極と電気的に接続された第2電極とを備えることを特徴とするロールスクリーンシステム。

【請求項2】

前記複数のロールスクリーンのそれぞれが、前記スクリーンを巻き取るための巻取パイプ内を経由して、前記太陽電池の前記正極及び前記負極とそれぞれ電気的に接続された第1端子及び第2端子を備え、前記第1電極が、各ロールスクリーンと前記第1端子と電気的に接続されており、前記第2電極が、各ロールスクリーンと前記第2端子と電気的に接続されていることを特徴とする請求項1に記載のロールスクリーンシステム。

【請求項3】

前記複数のロールスクリーンのそれぞれのスクリーン上に配設されている前記太陽電池が、

複数の太陽電池ユニットを前記スクリーンの巻き取り方向に並べ、各太陽電池ユニットを並列接続した太陽電池である

ことを特徴とする請求項1又は2に記載のロールスクリーンシステム。

【請求項4】

前記太陽電池が、複数の長方形状の太陽電池ユニットを、各太陽電池ユニットの長手方向がスクリーンの巻取り方向と直交するように並設した太陽電池である

ことを特徴とする請求項3に記載のロールスクリーンシステム。

【請求項5】

各スクリーンの前記太陽電池の前記正極及び前記負極が、各スクリーンの下端側に設けられている

ことを特徴とする請求項1乃至請求項4のいずれか一項に記載のロールスクリーンシステム。

【請求項6】

前記複数のロールスクリーンの設置場所に配置される固定用部材であって、前記複数の

ロールスクリーンの中の特定のロールスクリーンのスクリーンの下端側を、当該スクリーンが重力方向に対して 10° 以上傾くように固定するための固定用部材を、さらに、備える

ことを特徴とする請求項 1 乃至 請求項 5 のいずれか一項に記載のロールスクリーンシステム。